

施；別表 1

騒音の特定施設一覧表

騒音規制法			京都府環境を守り育てる条例		
特定施設名	能力		特定施設名	能力	
1 金属加工機械			(2) 金属加工機械		
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が2.25KW以上		ア 圧延機械		
ロ 製管機械					
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75KW以上		イ ベンディングマシン		
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く		ウ 液圧プレス		
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294KN以上		エ 機械プレス		
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75KW以上		オ せん断機		
ト 鍛造機					
チ ワイヤフォーミングマシン					
リ プラスト	タンプラスト以外のもので、密閉式を除く		カ プラスト		
ヌ タンブラー					
ル 切断機	としいを用いるものに限る		キ 自動旋盤		
			ク 高速切断機		
			ケ 平削盤		
			コ 型削盤		
			サ 研磨機	工具用を除く	
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5KW以上		(3) 圧縮機	原動機の定格出力が3.75KW以上	
			(4) 送風機	原動機の定格出力が3.75KW以上	
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5KW以上		(5) 粉砕機		
			ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		
			イ その他の用に供する粉砕機		
4 織機	原動機を用いるものに限る		(6) 繊維機械		
			燃糸機		
5 建設用資材製造機械			(7) 建設用資材製造機械		
イ コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎥以上		ア コンクリートプラント		
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上		イ アスファルトプラント		
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW以上				
7 木材加工機械			(8) 木材加工機械		
イ ドラムバーカー					
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25KW以上		ア チッパー		
ハ 碎木機					
ニ 帯のご盤	製材用；原動機の定格出力が15KW以上 木工用；原動機の定格出力が2.25KW以上		イ 帯のご盤	原動機の定格出力が0.75KW以上	
ホ 丸のご盤	製材用；原動機の定格出力が15KW以上 木工用；原動機の定格出力が2.25KW以上		ウ 丸のご盤	原動機の定格出力が0.75KW以上	
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25KW以上		エ かな盤	原動機の定格出力が0.75KW以上	
			オ 立のご盤	原動機の定格出力が0.75KW以上	
8 抄紙機					
9 印刷機械	原動機を用いるもの				
10 合成樹脂用射出成形機			(9) 合成樹脂用加工機械		
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る		(10) 鋳造型機		
			(11) 遠心分離型	直径1.2m以上	
			(12) クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75KW以上	
			(13) 重油バーナー	回転式及び低圧空気式を除く	
			(14) 工業用動力マシン	同一作業場内に3台以上保有する場合	
			(15) ガラス研磨機		
			(16) ニューマチックハンマー		
			(17) コルゲートマシン		

条例の(1)は、騒音規制法施行令（昭和43年政令第324）別表第1に掲げる施設（この表の騒音規制法の施設のこと）